

大規模事業評価の答申への対応方針について

令和4年6月7日に岩手県政策評価委員会に諮問し、同年9月1日に答申を受けた大規模事業の事前評価及び再評価について、次のとおり対応方針を決定しましたのでお知らせします。

1 対応方針

(1) 事前評価

- ・「紫波警察署庁舎等整備事業（紫波町）」（警察本部所管）

答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。

(2) 再評価

- ・「岩崎川広域河川改修事業（紫波町、矢巾町）」（県土整備部所管）

答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。

なお、今後の事業実施に当たっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現を目指す。

- ・「閉伊川総合流域防災事業（宮古市）」（県土整備部所管）

答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。

なお、今後の事業実施に当たっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現を目指す。

2 【参考】岩手県大規模事業評価専門委員会における審議経過

- ・ 令和4年6月13日 第1回専門委員会（諮問審議）
- ・ 令和4年7月21日 第2回専門委員会（現地調査）
- ・ 令和4年8月24日 第3回専門委員会（継続審議・答申案の検討）

警察本部

大規模施設整備事業の事前評価の答申への対応方針（令和4年6月7日付けで諮問したもの）

内 容	対応方針
<p>令和4年6月7日付け岩警第626号で諮問のあった大規模施設整備事業について、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>紫波警察署庁舎等整備事業（紫波町）</p> <p>【審議結果】</p> <p>「事業実施」として岩手県警察本部の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。</p>

県土整備部

大規模公共事業の再評価の答申への対応方針（令和4年6月7日付けで諮問したもの）

内 容	対応方針
令和4年6月7日付け政第44号で諮問のあった大規模公共事業の再評価について、次のとおり答申します。 記	
1 岩崎川広域河川改修事業（紫波町、矢巾町） 【審議結果】 「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。	答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。 なお、今後の事業実施に当たっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現を目指す。
2 閉伊川総合流域防災事業（宮古市） 【審議結果】 「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。	答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。 なお、今後の事業実施に当たっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現を目指す。